

(仮称)地域生活支援部会の立ち上げについて

1 (仮称)地域生活支援部会の設置について

厚生労働省が定める国の基本指針において、「地域生活支援拠点等の整備」として、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・要請、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを求めている。

これを受けて、本区において、地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に向け「(仮称)地域生活支援部会」を立ち上げ、検討を進めることといたしたい。

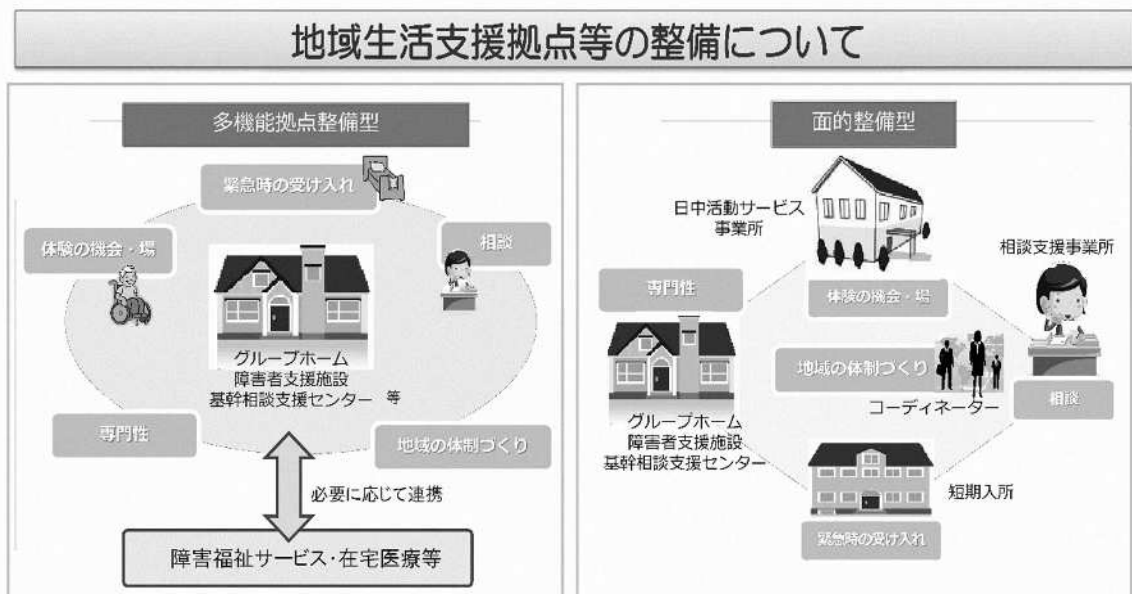
2 所掌事項

- ①地域生活支援に関すること
- ②区内障害福祉事業者との連絡・調整に関すること
- ③地域生活を支援する上での情報交換に関すること
- ④その他、地域生活支援を実施する上で必要な事項

3 部会員構成

- ①障害者施設関係者
- ②区関係各課職員
- ③その他、所掌事項の検討のために必要な者

4 地域生活支援拠点等の整備イメージ図



資料：厚生労働省資料（抜粋）